

西尾市認知症高齢者位置情報検索サービス導入費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、認知症高齢者位置情報検索サービスを導入する世帯等に係る費用の一部を予算の範囲内において補助するため、補助金の交付に関し、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、認知症高齢者等が行方不明になった場合の早期発見のため、当該高齢者を介護している家族等によるGPS機器等を用いた位置情報検索システムの利用を促進することにより、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、認知症になっても地域で暮らし続けることができる環境を構築することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) GPS機器等 GPSを始めとする衛星測位システムを内蔵し、その位置情報を検索できる端末機器をいう（ただし、一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有するものを除く。）。
- (2) 位置情報検索サービス GPS機器等の位置情報を、インターネット等を用いることにより検索できる仕組みを有するものをいう。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、以下の各号のいずれにも該当する認知症高齢者等を介護する家族等とする。

- (1) 西尾市高齢者おかえりネットワーク事業実施要綱（以下「ネットワーク事業要綱」という。）第4条に規定する要件に該当する者（ただし、同条第1号の該当者については、医師から認知症と診断され、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けている者に限る。）
- (2) 在宅で生活している者（入院及び施設入所している者を除く。）
- (3) これまでに本要綱に基づき導入したGPS機器等を利用したことのない者

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、別表1に掲げる基準を満たす位置情報検索サービスの導入に要する別表2に掲げる「対象となる初期費用」とする。
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内の額とし、当該額が1万円を超えるときは1万円とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、位置情報検索サービスの導入に係る契約を行った後、速やかに西尾市認知症高齢者位置情報検索サービス導入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に以下の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、申請期限は契約を行った日が属する年度の3月31日までとする。

(1) 位置情報検索サービス導入に係る初期費用の支払い手続きが完了したことを証する書類（申請者名義の領収書の写し等）

(2) 導入したサービス、機器等の内容が確認できる書類

(3) 介護保険被保険者証の写し（ただし、ネットワーク事業要綱第4条第1号に規定する者に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を認めたときは、西尾市認知症高齢者位置情報検索サービス導入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により交付を決定したときは、遅滞なく当該補助金を交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業により取得したGPS機器等については、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 位置情報検索サービスの導入に係る契約を行った日から起算して1年間は、当該サービスの利用を継続するものとする。ただし、当該サ

ービス利用の継続が困難と市長が認める場合はこの限りではない。

- 3 G P S 機器等を事業者に戻却したことにより、収入があったときは、市長はその収入額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第11条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し、必要な事項について報告を求め、検査し、又は指示することができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、速やかに市長の求めに応じなければならない。

(交付決定の取消し又は返還)

第12条 市長は、交付決定者が以下の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び交付を取り消すものとし、交付確定金額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支払われた補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき
- (2) 関係法令等に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則及び要綱の規定に違反したとき

- 2 市長は、前項の規定により、交付決定を取り消したときは、西尾市認知症高齢者位置情報検索サービス導入費補助金取消決定通知書（様式第3号）により交付決定者に通知する。

- 3 本条第1項の規定により、補助金の返還請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期日までに、既に支払われた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

1	G P S 機器等に関する基準
(1)	主に G P S 機器等を保有する者の位置情報を把握することが目的であること
(2)	衛星測位システムを利用して機器の位置情報を取得する機能を有すること
(3)	一般的な電話機能及びウェブサイト閲覧機能を有していないこと
(4)	高齢者等が容易に携帯できる大きさ及び重さであること
(5)	G P S 機器等の連続動作時間が最大200時間以上であること
2	サービスの問合せ窓口に関する基準
	G P S 機器等及び位置情報取得に係る操作方法等について、利用者から直接電話等による問合せができる窓口を設置していること

別表 2（第 5 条関係）

補助対象経費

1	対象となる初期費用
	G P S 機器等を用いた位置情報検索サービスの利用開始時に事業者へ一括して支払う以下の費用 ・ G P S 機器等（シューズ、充電器等の専用附属品を含む）の購入に係る費用 ・ G P S 機器等（シューズ、充電器等の専用附属品を含む）の送料 ・ 位置情報検索システムの導入に係る手数料 ・ その他市長が必要と認める費用
2	対象とならない費用
	・ G P S 機器等のレンタル等に係る月額又は定期的に支払う費用 ・ G P S 機器等の修繕、紛失、返却等により発生する費用 ・ 位置情報検索システムに係る月額又は定期的に支払う利用料 ・ 位置情報検索システムに係る通信料 ・ 位置情報検索システムの検索補助に係る費用 ・ 位置情報検索システムの現場駆けつけに係る費用 ・ 位置情報検索システムの解約により発生する費用